

平成21年第3回幸田町議会定例会会議録

(会期：9月1日～9月30日)

幸田町議会

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、酒向弘康君の質問を許します。

1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。まず、大項目の1点目です。

災害は地域で暮らしていく上で日常生活を脅かす大きな不安材料となっております。同時発生するかもしれないとされる東海・南海・東南海地震のカウントダウンが始まっているとも言われています。災害への備えはどれだけあっても余分ではないと思います。明日も全町を挙げて総合防災訓練も予定されており、防災・減災への取り組みは意識の高揚にも大切なことだと思います。

先ほど大須賀議員も申されましたが、本町もちょうど1年前、総雨量404ミリを超える豪雨が降り続き、大きな被害をもたらしました。町は災害対策本部を設置し、人命の安全を最優先に対応されたため、人的被害には及ばなかったことは幸いだったと思います。

平成7年に発生し、6,432名の方が犠牲となった阪神・淡路大震災の際、神戸市長田区内ではふだんから住民活動が活発であったため、地震発生直後、住民によるバケツリレーで火災延焼が食い止められ、また淡路の北淡町では日ごろから見守りネットワーク活動が活発に取り組まれていたため、素早く全員の安否確認ができたということがあります。

これらから得た教訓は、災害を人災と考えない、災害に対しふだんから備える、日ごろの地域とのつながりを大切にすることでありました。

また、災害発生時には、地域だけではなく行政も被災するので、公的な支援活動はどうしてもおくれがちになります。そのため、地震発生直後から、地域住民のつながりによる共助の活動など地域力が生きてくることになります。

この7月に総務委員会の行政視察研修で訪れました石川県輪島市の能登半島地震での取り組みが全国的に注目されるようになりました。

合併前の旧門前町地区では、日ごろから住民相互のつながりと高齢者や障害者を把握するため、民生委員児童委員の作成していた「要援護者マップ」が活用され、地震発生から4時間後にはほとんどの方の安否確認が完了し、その後の支援活動にも大きく役立ったということがあります。

この視察研修で対応していただいた輪島市の職員さんからも、災害発生時はお互いに声をかけ合うことが必要であり、頼りになるのは、やはり遠くの親戚ではなく近所の人で、公助1割、自助1割、共助8割だったということ、それともう一つは、他の市町村との災害時の支援体制が極めて有効だったと言っておられたことが印象的でありました。

内閣府では、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、行政が避難対策を進めるための方針を示しました。

災害時要援護者とは、一般的には高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦さんなどが上げられます。その中で、市町村は防災、福祉関係部局や自主防災組織などとの連携のもと、災害時要援護者に関する情報を平常時から管理するとともに、「避難支援プラン」、これを整備しておくことが重要であるとしております。

そこで質問ですが、本町も昨年からの「災害時要援護者支援制度」をスタートされたわけですが、現在の対象者に対して要援護者の登録者数はどのようになっています

か、お聞きをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 災害時要援護者の対象者数でございますが、1,725名でございます。そのうち登録されておりますのは、88名でございます。

要援護者の対象の内訳としましては、75歳以上のひとり暮らし、65歳以上の寝たきり高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯、障害者、さらには要介護認定者3級以上の方、特定疾患医療給付受給者、さらには人工透析患者等がこの1,725名を構成しております。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） では、登録者の中長期の目標値をどれぐらいに設定をされておりますか、お聞かせをください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 目標値につきましては、本人からの申し出による登録でございますが、相手のあることでございます。したがって、目標値の設定はいたしておりません。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 目標値のない施策というのは少しどうかなというふうに思いますが、フォローしながら戦略を立てていくということにつきましては、やはり目標をしっかりと立てていただいて、それに向かって方向修正するなりをして目標達成に向かっていくべきだというふうに考えます。

登録者が、先ほど言いました、ざっと計算すると5%に満たないということであるかと思いますが、登録に当たってネックになっていることや問題点がございましたら、お聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 登録割合が5%ということでございます。感覚的にも少ないというふうに認識をいたしております。

この主な理由でございますが、やはりこういった制度のPR不足を含めて、制度の内容が十分に理解されていないということが主な理由であろうかと思えます。

そのほか、要援護者にとりまして、だれが助けにきてくれるのかなという不安、できれば家族に頼りたい、そのほかプライバシーの問題等が考えられまして、こういった数値の伸び悩みがあるのではないかなというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 要援護者の情報の把握、共有が進まない理由として、先ほど部長からは、PR不足、理解不足、あるいは個人情報やプライバシー保護の観点などから、その問題に直面しているということですが、情報収集、把握、共有化には三つの方法があると言われております。

一つ目は、今まで幸田町がやってきました手挙げ方式、自ら登録を希望した方を登録していくというやり方、二つ目は、同意方式、関係者が直接働きかけて情報を把握して

いく、三つ目は、関係機関共有方式、これは福祉・防災・民生委員の、いわゆる関係機関で情報を共有していくという、この三つであります。町として、今は手挙げ方式のみであります。もう少し災害弱者を助けるという意味から、進め方を検討をしていかなければならないと思っておりますが、理解を深める対策やPR不足の対策、それから周知徹底の方法等、どういうふうにご覧されているのか、お聞きをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 本町は、登録方式につきましては、手挙げ方式、同意方式をとっております。災害時に、要援護者支援の作成します名簿以外には使っておりません。

ご指摘の関係機関共有方式でございますが、個人情報の制約がございますので、こういった方式はとっておりません。

要援護者の先ほどの人数の関係でございますが、こういう制度の内容を十分理解いただくような働きかけを今後定期的に行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） また、定期的ということですので、しっかりと計画を立ててPRをしていただきたいというふうに思います。

このことで、私の地元の区の月例の定例の役員会が毎月あるわけなんです。災害時要支援者支援制度ということについて区長さんからお話がありました。これを受けて、区としてどうしていったらいいのかというような議題になりまして、やはり個人情報やプライバシー保護の問題があるということではあるんですが、地域の役員さんや民生委員さんたちに声をかけてもらいながら、手探りではありますが、区独自の支援マップづくりをしていこうという準備が始まりました。これが地域力だというふうに思います。

このように、「防災マップ」や「支え合いマップづくり活動」の推進を提案していきたいというふうに思います。

これは、災害時の避難について、災害時要援護者・支援者の所在地、避難所の場所、避難方法などを表記し、白地図に落とし込んでいく作成の方法であります。

これを作成していく過程でのほかの効果といたしまして、地域の特色を把握しながら災害時の被害想定を行うことができる、そして地域の課題が掘り起こされ、地域で安心して安全に暮らしていくにはどのような地域をつくっていかなければならないかなど、取り組みの糸口を発見することができる利点があるということでもあります。

これを進める中で、行政のバックアップを期待するところでありますが、どんな支援やアドバイスなど協力を考えられているのか、お聞かせをお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 行政サイドといたしましては、「幸田町防災マップ」「ハザードマップ」等を作成し、全戸配布をしておるという状況はございます。

ただ、地域のそういった地域ごとのマップにつきましては、事例といたしまして、横落地区が平成17年に作成をされております。こういった作成に当たりまして、町としてはその作成に盛り込むような情報を提供させていただいております。そして、きめ細かな地域版防災マップというものが策定されておるところでございます。

こういった動きに対しましては、町としても大いに歓迎するところでございまして、今後も他地区でこういった動きがあることを大いに期待いたしておるところでございますので、ぜひこういった事例を増やしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 横落地区で少し先進されているということですので、ぜひモデル地区とかといったようなやり方で、活動の広報だとか、あるいは周知徹底、あるいは紹介をしていただいて、町内全地区にこの広がりがあるように活動を強化してもらいたいというふうに思います。

それで、今後、実際に地域で要援護者や支援者の把握ができるマップが徐々に整備がなされてきたと、そういう時に、行政としては、例えば役場内、あるいは消防署内に、災害時要援護者支援班といったようなものを設置し、その統括的な把握や指揮ができるような体制をとるべきと考えますが、その点はいかがでしょうか、考えをお聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 議員も先ほど言われましたように、共助が8割だというご指摘であるわけでございますが、大半が地域の方々が助け合って救助に当たるということが基本になるわけでございます。そういったところでカバーし切れない部分を対策本部に通報いただき、対策本部として救助・支援を行うという形になろうかと思っております。

今ご指摘の災害時要援護者支援班という、そういう名称、組織は今のところ考えておりませんが、十分、そういった通報に対応できるような体制を各地域から集まってくるボランティアの方も含めて組織し、救援に当たるという形を今後の災害には考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 共助が8割と言いましたが、それは災害時でありまして、その準備段階、あるいは統括的な仕組みをつくるというのは、行政の方でしっかりと仕組みづくりをしておいていただきたいというふうに考えます。

次に、被害の規模が大きいほど公的な支援の到着がおくれるという現実に対応し、消防署、自衛隊等の公的支援が機動化するまでには時間がかかるわけですが、専門的な知識を持っている防災士と呼ばれる方が被害を最小限に食い止めるため、行政やボランティアと協働して被害現場での救援活動で活躍される、そういった民間の資格があるわけですが、この日本防災士機構認定の防災士は日本で8月末時点で3万3,017名の方が認定を受けております。

平時には、地域の防災リーダーとして意識の啓発や訓練に当たっております。また、防災ボランティア登録制度などがあるわけですが、本町として防災士の養成とか防災ボランティア育成についてはどのように進められておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 平成20年度に幸田町防災リーダー研修を実施しまして、その修了者が32名が登録されております。平成21年度も、引き続き防災リーダー研修を

実施してまいりたいというふうに予定をいたしております。こういったリーダーの方々
に地域防災に対して地域での指導、アドバイスを行っていただくということで予定を
いたしております。

さらに、町内在住のボランティア、ボランティア組織では若干人数が少ないわけ
ですが、40名ほど見えるわけですが、こういった方々にも地域の自主防災会への参加を
お願いしていくという形で、地域の自主防災会の強化を図ってまいりたいというふう
に思っております。

防災士につきましては、NPO法人、日本防災士機構が実施する資格試験ございま
すが、この実態については、町内にそういった資格を取得された方が何名見えるかとい
うこと自体、実は把握できておりません。今後、こういった関係者の、もし見えるので
あれば、この活用を考えていきたいというふうには思っております。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 防災士の人数はちょっとまだ把握できていないということですが、
確か講習費等も数万円かかるかと思いますが、ほかの自治体では補助もしているとい
うことですので、そこら辺も含めて、防災士ということについての研究をしていただき
たいというふうに思います。

そして、つい先日の兵庫県佐用町で避難所へ移動している途中に濁流が集中する用水
路に避難者が多く流されてしまったという事故があります。これは記憶に新しいと思
います。また、1週間前の8月28日の中日新聞の防災特集記事にも、「減災に向けた備
えの計画づくりが必要だ」と記事は結んでおりました。

災害時要援護者支援制度と並行して、要援護者の一人一人に対して具体的な推進手法
などを定めた全体計画と、災害時にだれが支援して、どこの避難所に避難させるかとい
う個別計画からなる「避難支援プラン」の策定を急がなければならないと考えます。本
町における、この「避難支援プラン」策定に向けてどのように考えられておられるのか、
また計画がありましたらお聞かせをお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 防災士の関係につきましては、調査、検討を加えていき
たいというふうに思っております。

ただいまのご質問でございますが、避難支援プランの策定、個別計画の策定等のご質
問でございますが、本町も「災害時要援護者支援マニュアル」というものを昨年度策定
をいたし、それに引き続きまして福祉避難所の運営要綱や自主防災会の避難誘導要綱等
を作成し、災害時要援護者の支援を行っていくわけでございますが、やはりだれがだれを
どの避難所へいかに安全に避難させるかということが最も重要であるわけです。これが
個別計画ということになろうかと思いますが、こういったものが最終的にできていない
と、災害時には混乱が生じるということでございますので、こういった個々の対応を確
認する上では、地域の防災訓練がやはり必要になろうかと思えます。

全体の総合防災訓練があすあるわけでございますけれども、地域ごとの防災訓練の中
で、こういった確認を個々にしていくという必要があるかと思えます。

そういった意味で、9月19日に海谷区で避難訓練が予定されております。こういっ

た地区ごとの避難訓練を今後増やしていただいて、こういった個別計画の策定につなげていくということが非常に重要ではないかというふうに思っておりますので、そのための支援をしてみたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 個別計画につきましては、2日ぐらい前のテレビでは、要援護者のお家へ伺った支援者が「私が連れていきますよ」というような顔見せを常々やるということで、物すごく安心されておるといってテレビで報道もありましたので、ぜひ個別計画についてもサポートの方をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、町長にお伺ひしたいと思います。

輪島市を視察した際、先ほど述べましたように、説明していただいた職員さんの中の話であります、「他の自治体との災害時応援協定を提携されることをお勧めします」というアドバイスを受けてました。

大規模な災害が発生した時には、ライフライン、あるいは情報通信網の途絶、パニックの発生、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより、被災した自治体の災害対応能力は著しく低下をしてしまいます。このため、被災をした自治体単独では応急復旧活動を満足に遂行することができないという事態が生じてきます。

このような事態に対処するため、その一つの手段といたしまして、被災した自治体に対し他の自治体が物資の供給、医療・救護活動や緊急輸送活動などの各種応急復旧活動についてサポートをするというものであります。こういった応援協定の取り交わしが多くの自治体間で進められております。

安城市は2004年の新潟県中越地震を契機に、東海北陸自動車道の全開通を見据えて、日本海側の富山県砺波市及び石川県加賀市と災害時応援協定を結び、災害時における総合応援に関する協定書を交わしております。

また、インターネットで調べますと、吉良町は、隣の幡豆町を初め「忠臣蔵サミット」で交流のある、北は北海道の砂川市から南は熊本市まで全国の23の市町、また蒲郡市は競艇開催の15市1町と、さらには岡崎市は東海道五十三次の宿場のあった市町とそれぞれ災害時応援協定を締結しております。

また、町内には多くの企業もありますが、企業活動が長期にわたってストップしないように、事業継続活動、BCPと言われますが、この危機管理体制や従業員全員の安否確認システムなどもしっかりと構築をされており、注目をされております。消防協定とは別に、他の自治体との災害時応援協定や町内企業との災害時における連携活動についても取り入れていくことも非常に有効なことだと思います。これらの体制づくりについて、町長のお考えをお聞かせをお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） 大変結構な提案でございます。

特に、この災害が大規模にわたる場合、隣接市町もすべて、例えば愛知県全部がいかれたというようなことになれば、隣接からの応援は期待はできないわけでありまして、そういった面で、先般の安城がおやりになった中越地域の関係市町との協定、あるいはまた先ほどおっしゃった兵庫県の佐用町ですか、そういったところにおける被害等々を

参考にというか、支援、連携するというんですか、こういう面で災害時の応援協定というのは大変有効であるし効果は大きいというふうに思いますので、この辺についてはよくまた検討して、しかるべき町と、どことやるかということにつきましても含めて検討してまいりたいというふうに思います。

また、特に企業活動に対しましても、今おっしゃったように、いろんな面でこの事業の継続に対する道もあるようでございますので、私ども幸田町には主要な幾つかの企業もございますし、そういった関係の皆さんが車両あるいはまた鉄道等を使って通勤をして、その事業活動に貢献をされておるわけでありまして、そういった面で、いい形があるならいつでもそうした面での対応はしてまいりたいというふうに思いますので、また具体の参考等々につきましては、またよろしく私どもに対しましてもご提案いただければ、あわせて一緒に考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 町内企業との連携の関係でございますが、現時点で応援協定等を結んでおる実態についてお示しをしたいと思います、「災害時における生活用水の供給に関する協定」といたしまして、町内企業の轟醸造さん、MRC幸田さん、三河ハイツ天の丸等の企業と協定を結んでおります。

さらに、「地震・災害時における消防防災応援活動に関する協定」ということでは、デンソー幸田製作所並びに西尾製作所さんと協定の締結をいたしておるところでございます。

さらに、「災害時における応急対策の協定に関する協定」ということで、建設業組合さんと締結をいたしております。

さらに、都市ガス災害対策としては、東邦ガスさん、さらには災害時における応急復旧等の輸送車両の確保に関する協力協定といたしましては、あいち三河農協、幸田町プロパンガス組合という団体と協定の締結をしておる実態がございます。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 答弁ありがとうございました。

ぜひ、安全・安心して住むことができるまちづくりに向けてさらなる推進を願うものであります。

続きまして、大項目の二つ目としまして、児童・生徒を取り巻く情報環境の整備について質問をしてみたいです。

現在の社会は、携帯電話やインターネットによる情報が瞬時に取得でき、また不特定多数の人たちと情報の交換ができるため、多くの人が幅広く利用をしております。

ネット社会の歴史は、わずか約15年の間に技術の急速な進歩で変化し、便利さの裏側に潜む危険も表面化しております。

昨年11月の調査では、学校裏サイトが全国で3万8,260件が確認されており、誹謗中傷やいじめなどが親や教師が知らないところで急増し、それを苦にして自殺に至った事件もありました。また、悪質サイト、出会い系サイトなども社会問題となっております。

ります。

文科省が携帯電話の学校への持ち込みを制限する通達を出して以降、子供がいじめや事件に巻き込まれないよう、携帯電話の所持を制限する流れが出てまいりました。

そして、ことし6月29日、石川県議会で小・中学校の生徒に携帯電話を所持させないことを保護者に義務づける条例が可決されました。これは、いしかわ子ども総合条例の一部改正で、「保護者は小・中学校の生徒が防災や防犯、その他、特別な目的を除き、携帯電話を持たせないよう努めるもの」というもので、保護者の努力義務として定めております。

この条例をめぐっては、いろいろな団体から反対を唱える声明文が石川県議会あてに送付されたということですが、最終的には可決され、来年の1月1日から施行されることになりました。これは全国初であり、地方が主体的に児童を守る姿勢が明確に示されたものと言えます。今後、他の地方自治体へも波及していくものと思われま

す。私の思いは、猛スピードで変化していく情報社会の中で、禁止や規制だけでは追いついていかない時代になってきたというふうに思います。それが実態でありまして、学校や行政に求められるのは、問題の解決に向けた子供たちへの支援であり、禁止するのではなく、安全に利用できる能力を育てる環境整備こそが必要だというふうに考えます。

全国の小学校6年生と中学校2年生を対象に2008年に行われ、ことしの5月に公表された文科省の調査のデータによりますと、携帯電話を持っているのは、小学校6年生で24.7%、中学校2年生で45.9%と発表をしています。そして、一日に10件以上メールをする子が小学校6年で25%、中学校2年では62%、さらにそのうち一日に50件以上もメールをする子は20%にも及ぶということでもあります。

また、子供と親の携帯電話のルールは、使用金額の制限のみで、それを親子で決めていくという家庭が多いというデータもあるようです。

これらの現状を踏まえまして、質問に入ります。

まず現在、本町の小・中学生の生徒がどの程度携帯電話を所有しているのか、お聞かせをお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 幸田町の小・中学生の携帯電話の所有状況であります。

本年度の調査では、小学校高学年であります。4年生は9.2%、5年生は15.2%、6年生は16.4%であり、この4、5、6年生の平均所有率は13.6%でありました。

中学生であります。1年生は23.4%、2年生は31.3%、3年生は48.5%であり、中学生の平均所有率は34.9%であります。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） ちょっと全体には幸田町は少ないのかなというふうに感じますが、県平均、あるいは近隣市町との所有率の比較、あるいは本町の何か傾向があるのか、お聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 小・中学生の携帯電話の所有状況につきましては、さまざまな調

査がなされておりますが、全国としては、文部科学省の小6と中2を対象とした調査結果、県としては県教委が小5と中2を対象とした調査結果がありますので、その結果に基づいて比較した本町の状況を申し上げます。

小学校であります。小6の全国所有率は、先ほどありましたように、24.7%、本町は、これも先ほど申し上げましたように16.4%であり、8ポイント下回っております。

また、小5の県の所有率であります。小5年生の愛知県の所有率であります。22.8%、本町は15.2%であり、7ポイント下回っております。

次に、中学校であります。中2の全国所有率は45.9%、中2の県の所有率は49.7%であり、本町は31.3%でありますので、それぞれ14ポイント、18ポイント下回っております。

また、近隣市町の状況であります。県においても取りまとめはしていないということですので、把握はしておりません。

なお、本町における男子と女子の比較でありますけれども、各学年とも女子の所有者が男子よりも多くなっているという状況であります。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） ありがとうございます。

それで、本町におきまして、その携帯電話で原因でトラブルに巻き込まれたり、あるいは何らかの相談が打ち明けられたのか、そんなような事例はありますか、お聞きをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） トラブルや相談事例ということであります。

町内の小・中学生に関しまして、いたずら電話やチェーンメールが届いて困ったということ、子供がメールで悪口を言われたことがあるという事例、あるいは子供が利用したEメールやサイトで料金支払い請求があったりしたなどの事例があったということをお聞きをいたしております。

それぞれの事例につきましては、家庭や学校において対応し、解決していると、このように聞いております。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 現在、公衆電話が少なくなっている環境上、保護者にとっては子供との安全な連絡手段として携帯電話に頼るという状況にあるというふうに思いますが、所有については、持たせる安心、持たせる不安が交錯しているというふうに思います。保護者に任せるだけでなく、学校においても取り組んでいかなければならない課題であるというふうに思います。

本町において、教育現場の学校や保護者、あるいは教育委員会では、どのような議論がなされているのか、お聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 各学校におきましては、携帯電話の使用についての実態把握に努めたり、あるいは携帯電話の危険性について、警察や専門家を外部から招いた職員研修

等を行っております。

子供たちに対しましては、メールやインターネットのマナーや危険性についての指導や授業を行っているところであります。

また、学校から保護者に対する啓発でありますけれども、PTA総会や保護者会の際に情報モラル教育啓発のための文書を配ったり、学校が開催をいたします情報モラル講習会に保護者の方も参加していただいたりするなどの取り組みを進めているところであります。

さらに、町PTA連絡協議会ではありますが、町PTA連絡協議会の動きとしまして、本年度の取り組みの柱の一つに、初めて情報モラルの推進を上げ、8月4日、町民会館を会場に開催されました町P連の研修会、これは各単位PTAの会長、副会長、あるいは各学校の校長、教頭等が参加しているわけではありますが、その研修会におきまして、情報モラルに関する各学校や家庭、PTAの取り組みについて意見交換がなされたところであります。

教育委員会といたしましても、校長会を通じ、幸田町の基本的な方針を伝えるとともに、町情報化教育推進委員会を立ち上げ、町内各校の情報交換や職員の研修に力を入れているところであります。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） 本町としても、携帯電話についてこのような状況の中で、何らかの携帯電話に関してスタンスを決めておく必要があるように思います。

この携帯電話の所有の現状をどのようにとらえて、今後どのような考え方で取り組んでいくのか、お聞かせください。

○議長（鈴木三津男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 学校における携帯電話の取り扱いであります。教育委員会といたしましては、携帯電話は学校における教育活動に直接必要のないものであり、学校への持ち込みは原則禁止すべきものとの基本的な考え方を持っております。

緊急の連絡手段等やむを得ない事情のある場合は、保護者から学校に申し出をしていただき、子供が学校にいる間は一時預かるなどの対応をすることとしておりまして、これらの基本的な方針を校長会を通じ各学校へ伝達をしているところであります。

このように、学校への持ち込みは原則禁止いたしておりますが、これだけでは、例えばネット上のいじめやインターネット上の有害情報から子供たちを守ることはできません。有害情報への対応や他人のことを考えて行動する情報モラルの教育が必要であると考えます。

今回、改訂されました新しい学習指導要領におきましても、情報モラルの指導が盛り込まれたところであり、今後、有害情報から身を守るすべを身につけさせることや、情報モラルの指導の充実をさらに図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） ありがとうございます。

これまでは、携帯電話に関してお伺いをしましたが、次にパソコン、インターネット

も含めた情報ツール全体の情報モラルについてもお伺いをします。

パソコンや携帯電話そのものは、単なる道具だというふうに思います。要は、持っているものの使い方、モラル、これの問題であるということは明らかであります。

メールのやりとりや携帯電話で話をするよりも、可能なら直接会って顔を見て話をするの方が大切だろうし、ネットで調べるよりも図書館で書籍を紐解いたり、博物館で実際に実物を見る、そういったようなことの方が重要だというふうに思います。そして、何よりもそうした体験の中で社会や他人との距離とか関係を身につけていくことが子供には大切なことだというふうに考えます。

しかし、進歩し続ける情報化社会の中です。この機会に、情報モラルについて家庭や学校でしっかりと話し合ったり、あるいはお互いを理解する大事なチャンスととらえ、こういったツールの有効な使い方、安全な利用方法を身につけさせていく方向へ導いていくべきだというふうに考えます。

学校での情報モラルについて正しく使用する能力を養わせる教育の推進をどのように進めていくのか、先ほど教育長は申しいただきましたが、同時に子供ばかりではなくて、教育現場の先生や親への周知、指導、あるいはフィルタリングの使用などの情報全般の環境整備が急務というふうに考えます。教育長の最終的なまとめをお伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） これからの社会の進展を考えます時に、議員ご指摘のように、情報化社会から子供たちだけを隔絶することは難しいことだと、このように考えます。情報化社会の中で正しい判断力や倫理感を身につけ、たくましく心豊かな社会人を育てていくことが大切であると思います。そのような意味で、健全な情報化社会がつくられるために教育が果たす役割は重要であるという認識を持っております。

環境整備が急務であるとのことご指摘であります。家庭におきましては、携帯電話やパソコンを使う場合のルールを子供たちと話し合っただけでなく、また決めるだけでなく見届けることが大切であり、今、ご指摘のありましたように、有害情報を排除するフィルタリングソフトの利用促進も図る必要があります。

また、町のすべての教職員で組織しております町教育研究会であります。町教育研究会学習情報部会が今回、情報モラル教育の指導案集を作成し、各学校はこの指導案集を参考に2学期から授業実践に取り組むところであります。

さらに、先ほど申し上げましたが、町P連におきましても、今年度のPTA活動として取り組みを進めておられます。

いずれにいたしましても、情報教育、あるいは情報モラルの教育は、学校・家庭・地域が一体となって取り組むべき問題でありますので、それぞれの連携を図りながら、本町の学校現場における情報化社会対応への環境整備に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向君。

○1番（酒向弘康君） ありがとうございます。

子供たちの安全について、学校と、教育長が言われましたように、家庭と、そして社

会が見解を一つにしてルールを守ることの大切さを教えていかなければならないというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木三津男君） 1番、酒向弘康君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。

午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時54分
